

下田市の制度

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 下田市住宅リフォーム振興事業助成金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住民登録されている方 ・ リフォームする住宅の所有者で現にその住宅に居住している方 ・ 同一世帯全員が市税等を滞納していない方 ・ 対象となる工事は、リフォームに要する費用が20万円以上（消費税抜き）のもの ・ 市内施工業者が自ら行う改修工事 ・ 平成30年11月30日までに完了報告を行うことができる工事
補助額等	改修工事に要する費用（消費税抜き）が、150万円以上の場合30万円を助成、20万円以上150万円未満の場合は当該工事費の20%の額とする。（千円未満切り捨て）中学生以下の子どもを有する世帯については、当該工事費の10%又は15万円のいずれか低い額を上乗せして助成する。
問合せ先	産業振興課 TEL 0558-22-3914

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 下田市合併処理浄化槽設置整備事業

利用の条件	公共下水道事業認可区域又は田牛漁業集落排水処理施設の処理対象区域に属さない区域（別荘その他の本拠地以外の住宅等は除く）
補助額等	既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽）への設置替え 5人槽 48万円以内、6～7人槽 59万8千円以内 8～10人槽 79万3千円以内
問合せ先	環境対策課 TEL 0558-22-2213

◎ 下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住民登録されている方 ・ 世帯員全員が市税を滞納していないこと ・ 現在お住まいの住宅又は新築する住宅に太陽光発電システムを設置される方
補助額等	設置する太陽光発電システムの最大出力の値に3万円を乗じた額（限度額12万円、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て）
問合せ先	環境対策課 TEL 0558-22-2213

◎ 下水道接続工事の融資あっせん・利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下田市公共下水道処理区域内の建物の所有者又は占有者(改修工事について建築物の所有者の同意を得た者に限る) ・ 処理区域の公示日から3年以内に、改造工事の完成をする方 ・ 市税及び下水道事業受益者負担金等の滞納がない方 ・ 借入金の返済能力がある方 ・ 確実な連帯保証人がいる方
融資限度額	工事費の範囲においてトイレ1つにつき40万円 2つ目からは20万円ずつ加算(最高100万円)
融資利率等	市が利息全額を負担
返済期間	36か月以内
問合せ先	上下水道課 TEL 0558-22-1200

◎ 下水道接続改造費助成金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理区域の公示日から1年以内に公共下水道に接続する工事を完成させ、使用開始届を提出した方(法人を除く) ただし、新たに建物を建築する際の下水道接続工事は対象外 ・ 市税、下水道事業受益者負担金、水道料金を滞納していないこと
補助額等	7万円以内
問合せ先	上下水道課 TEL 0558-22-1200

◎ 高齢者や障害のある方(P.50～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 居宅介護住宅改修費支給制度

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	市民保健課 TEL 0558-22-2077

◎ 下田市重度身体障害者等住宅改修費助成

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の障害者等で、障害程度等級が3級以上の方 ・ 視覚障害2級以上の方 ・ 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害がある方
補助額等	助成対象経費の9/10(限度額20万円)(他の制度との複合の場合はその額を差し引く)
問合せ先	福祉事務所 TEL 0558-22-2216

◎ 下田市家具等転倒防止促進事業費補助金

利用の条件	60ページ掲載の下田市家具等転倒防止促進事業費補助金と同じ
補助額等	
問合せ先	防災安全課 TEL 0558-36-4145

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住宅確保給付と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	福祉事務所 Tel 0558-22-2216

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設課 Tel 0558-22-2219

◎ 下田市木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	96,000円/戸以内（費用の2/3以内）（高齢者世帯等※の場合は、144万円/戸以内） ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・ 65歳以上の者のみで構成する世帯 ・ 障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた者が同居する世帯 ・ 介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 ・ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	建設課 Tel 0558-22-2219

◎ 下田市木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る）
補助額等	50万円/戸以内（高齢者世帯等※の場合は、70万円/戸以内） 耐震改修PRを行う住宅は前述の補助額に15万円を上乗せ DID地区内に建ち、所定の要件（前面道路幅員等）を満たす住宅は前述の補助額に30万円を上乗せ ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・ 65歳以上の者のみで構成する世帯 ・ 障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた者が同居する世帯 ・ 介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 ・ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	建設課 Tel 0558-22-2219

◎ 下田市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

利用の条件	① 撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 ② 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合
補助額等	① 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき8,900円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内 (限度額10万円/1敷地) ② 改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき38,400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内 (限度額25万円/1敷地)
問合せ先	建設課 TEL 0558-22-2219

◎ 下田市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	危険住宅の除却等をする場合(危険住宅とは、静岡県建基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域又は静岡県建築基準条例第10条により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅)
補助額等	・危険住宅の除却費補助 限度額78万円 ・移転住宅の建設費補助 限度額444万円(借入金利子に対する一部を補助) ・移転住宅の土地取得補助 限度額206万円(借入金利子に対する一部を補助) ・移転住宅の造成費補助 限度額58万円(借入金利子に対する一部を補助)
問合せ先	建設課 TEL 0558-22-2219

◎ 下田市耐震シェルター整備事業費助成事業

利用の条件	・昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した平屋又は2階建ての既存木造住宅(併用住宅可)で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定されたものに耐震シェルター(1部屋型)を設置する事業であること。 ・市内に住所を有する該当住宅の所有者又は居住者で、市税の滞納がないこと。
補助額等	耐震シェルター本体及びその設置に要する経費の1/2以内の額 限度額 15万円
問合せ先	防災安全課 TEL 0558-36-4145

◎ 下田市家具等転倒防止促進事業費補助金

利用の条件	・転倒防止器具を設置する住宅又は併用住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう)。 ・市内に住所を有する該当住宅の所有者又は居住者であること。
補助額等	以下に掲げる補助対象経費の2分の1以内の額。 ただし、平成30年度末までは10分の10以内の額。 ①対象者自ら転倒防止器具を取り付ける場合 転倒防止器具の購入費 限度額1万円(千円未満は切捨て) ②転倒防止器具の取付けを事業者依頼する場合 転倒防止器具の購入費 限度額1万円(千円未満は切捨て) 取付けに係る費用 限度額1万円(千円未満は切捨て)
問合せ先	防災安全課 TEL 0558-36-4145

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

⑪ 結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎ 結婚新生活支援補助金

利用の条件	① 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯 ② 夫婦の年間所得が340万円未満（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得から控除します。） ③ 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に結婚を機に新たに市内に住居を購入、賃借した世帯、引越しをした世帯 ④ 対象となる住居が下田市内にあり、補助金交付申請時に市内に住所を有していること ⑤ 婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が34歳以下であること ⑥ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと ⑦ 過去にこの事業による補助を受けたことがないこと
補助額等	○ 補助対象経費 ・ 住居費（新規住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） ・ 引越し費用（引越業者又は運送業者に支払った費用） ○ 補助金額 ・ 住居費と引越し費用の合計額を対象に1世帯当たり上限30万円
問合せ先	統合政策課 TEL 0558-22-2212

東伊豆町の制度

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民登録をして、1年以上継続して町内に居住している方 ・ 町税等を滞納していない方 ・ 町内の施工業者で施工する方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費100万円以上の場合、20万円 ・ 工事費10万円以上100万円未満の場合は、工事費の20%
問合せ先	観光商工課 TEL 0557-95-6301

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 空き家バンク登録物件改修支援事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者 ・ 対象者及びその属する世帯全員に町税等の滞納がないこと ・ 以前に空き家バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと ・ 町の他の制度による補助金等を受けていない又は受けようとしていないこと ・ 当該物件に5年以上居住すること ・ 1年以内に町から転出していないこと ・ 町内の施工業者で施工すること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費100万円以上の場合、20万円 ・ 工事費10万円以上100万円未満の場合は、工事費の20%
問合せ先	企画調整課 企画係 TEL 0557-95-6202

◎ 空き家バンク登録物件利用促進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者 ・ 町税等の滞納がないこと ・ 以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと ・ 当該物件に5年以上居住すること ・ 登録物件を取得した者にあつては、取得者及びその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと ・ 1年以内に町から転出していないこと
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅又は住宅及びこの敷地を取得した場合 取得対価の3%以内とし30万円を限度とする ・ 住宅を賃借した場合 家賃の1/2を補助額とし3万円を限度とする。回数は3ヶ月分とする
問合せ先	企画調整課 企画係 TEL 0557-95-6202

◎若者定住促進住宅取得補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 承認申請時において、夫、妻ともに満40歳未満の夫婦 定住のための新築住宅又は中古住宅を取得し、5年以上居住すること 平成29年4月1日以降に契約が成立した住宅 取得した住宅が、2親等以内の親族から購入した住宅でないこと 町税等を滞納していないこと
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 基本額 70万円 加算額 ①町内業者が新築した対象住宅を取得した場合：50万円 ②承認申請時において、若者夫婦に中学生以下の子がいる場合：中学生以下の子1人に対し10万円（30万円限度）
問合せ先	企画調整課 企画係 TEL 0557-95-6202

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅用太陽光発電システム設置費補助

利用の条件	住宅（店舗併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する場合で対象は10kW未満、町税等の滞納がないことが条件
補助額等	1kW当たり5万円、上限20万円（4kWまで）
問合せ先	企画調整課 地域振興係 TEL 0557-95-6202

◎ 東伊豆町生垣づくり補助金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅又は事業所が新たに生垣を設置する場合 住宅又は事業所がブロック塀等を撤去後、生垣を設置する場合
補助額等	新たに生垣を設置する場合 経費又は工事費の1/2（限度額15万円） ブロック塀等を撤去し、生垣を設置する場合 経費又は工事費の1/2（限度額20万円）
問合せ先	建設課 管理係 TEL 0557-95-6303

◎ 東伊豆町合併処理浄化槽整備事業

利用の条件	合併処理浄化槽（共同設置する者を含む。）を設置する者
補助額等	単独浄化槽からの設置替えの場合 5人槽：42万6千円、6～7人槽：51万6千円 8～10人槽67万1千円、11人槽以上：117万3千円
問合せ先	住民福祉課 地域係 TEL 0557-95-6203

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康づくり課 介護係 TEL 0557-95-1124

◎ 重度身体障害者の住宅改修費給付制度
(地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居宅生活動作補助用具)

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方 ・ 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費の9割を補助（非課税世帯及び生活保護者は10割を補助）限度額は20万円
問合せ先	住民福祉課 福祉係 TEL 0557-95-6204

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
申込窓口	住民福祉課 福祉係 TEL 0557-95-6204 賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035
問合せ先	賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設課 管理係 TEL 0557-95-6303

◎ 東伊豆町木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅（木造軸組工法で、居住のために継続して利用する建物）の精密診断及び補強計画（補強前の耐震評点が0.3以上上がり、かつ、補強後の耐震評点が1.0以上ある計画に限る。）の策定
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 96,000円/戸以内（当該事業に要する経費と基準額144,000円とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内） ・ 144,000円/戸以内（高齢者のみの居住する住宅※については、当該事業に要する経費と基準額144,000円とを比較して、いずれか少ない額以内） <p>※ 高齢者のみの居住する住宅とは、借家を除き、当該事業完了までに65歳以上となる者のみが居住する住宅をいう。</p>
問合せ先	建設課 管理係 TEL 0557-95-6303

◎ 東伊豆町木造住宅耐震補強事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る）
補助額等	50万円/戸以内（高齢者等の居住する住宅 [*] は、70万円/戸以内） [*] 高齢者等の居住する住宅とは、借家を除き、次のいずれかに該当する住宅をいう <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業完了までに65歳以上となる者のみが居住するもの ・身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの ・介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの ・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
問合せ先	建設課 管理係 TEL 0557-95-6303

◎ 東伊豆町既存建築物等耐震性向上事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物の耐震診断
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内（限度額200万円）
問合せ先	建設課 管理係 TEL 0557-95-6303

◎ 東伊豆町ブロック塀等撤去事業（④の東伊豆町生垣づくり補助金制度内）

◎ 東伊豆町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金

利用の条件	静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域若しくは静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物除去費補助 80万2千円（除却費用に対する一部補助） ・建物建設費補助 457万円（借入金利子に対する一部補助） ・土地取得費補助 206万円（借入金利子に対する一部補助） ・敷地造成費補助 59万7千円（借入金利子に対する一部補助）
問合せ先	建設課 管理係 TEL 0557-95-6303

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く <ul style="list-style-type: none"> ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

河津町の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 河津町木造住宅建築等助成制度

利用の条件	平成26年1月1日以降に町内建築業者と木造住宅の新築・増築の工事に係る請負契約を締結し西暦2023年12月31日までに竣工したもの（町税を口座振込みで納付され、完納していること）
補助額等	新築の場合・納税すべき固定資産税相当額の全額(15万円/年を限度) 増築の場合・納税すべき固定資産税相当額の1/2(10万円/年を限度) 補助期間は最初の賦課年度から3年間
問合せ先	産業振興課 TEL 0558-34-1946

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎住宅用太陽光発電システム設置費補助

利用の条件	住宅（店舗併用住宅を含む。）に太陽光発電システムを設置する場合で対象は10kW未満、町税等の滞納がないことが条件
補助額等	1kW当たり5万円、上限20万円（4kWまで）
問合せ先	企画調整課 TEL 0558-34-1924

◎ 河津町合併処理浄化槽設置整備事業補助金

利用の条件	既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えする方
補助額等	5人槽 設置替え 516,000円 7人槽 設置替え 622,000円 10人槽 設置替え 811,000円
問合せ先	町民生活課 TEL 0558-34-1932

⑤ 子育て世代の方

◎ 河津町子育て応援住宅整備事業補助金 リフォームにも利用可

利用の条件	町内業者に依頼した木造住宅の新築工事若しくは既存住宅の増改築・リフォーム工事で、世帯構成員に高校生以下の子どもを有する世帯若しくは申請時に妊婦がいる世帯、町税等の滞納がないことが条件
補助額等	100万円以上の工事を対象とし、木造新築工事・増改築・リフォーム工事ともに補助対象経費の1/10を補助（上限15万円）
問合せ先	健康福祉課 TEL 0558-34-1937

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険制度

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉課 TEL 0558-34-1937

◎ 重度身体障害者の住宅改修費給付制度
（地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居宅生活動作補助用具）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）のもので、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方）又は視覚障害者2級以上のもの。難病患者等にあつては下肢又は体幹機能に障害があるもの。 ・ 障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
補助額等	用具の設置費、改修費、対象者、限度額等はお問合せください。
問合せ先	健康福祉課 TEL 0558-34-1937

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問合せください。
申込窓口	河津町役場健康福祉課 TEL 0558-34-1937 賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035
問合せ先	賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設課 TEL 0558-34-1952

◎ 河津町木造住宅補強計画策定事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	一般世帯 96,000円/戸以内（費用の2/3以内） 高齢者のみ世帯 144,000円/戸以内
問合せ先	建設課 TEL 0558-34-1952

◎ 河津町木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る）
補助額等	50万円/戸以内（高齢者世帯等※の場合は、70万円/戸以内） ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯又はとっさの避難行動がとれないと知事が認める者が同居する世帯 ・65歳以上の者のみで構成する世帯 ・下肢、体幹、視覚障害のいずれかで障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた者が同居する世帯 ・介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 ・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	建設課 TEL 0558-34-1952

◎ 河津町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

利用の条件	① 撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 ② 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合
補助額等	① 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき8,900円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内 (限度額10万円/1敷地) ② 改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき38,400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内 (限度額25万円/1敷地)
問合せ先	建設課 TEL 0558-34-1952

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

南伊豆町の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 南伊豆町木造住宅建築等助成事業補助金

利用の条件	平成27年1月1日以降に町内建築業者と木造住宅の新築・増築の工事に係る請負契約を締結し平成30年12月31日までに竣工したもの（町税を口座振込みで納付され、完納していること。）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築の場合・納税すべき固定資産税相当額の全額(15万円/年を限度) ・ 増築の場合・納税すべき固定資産税相当額の1/2(10万円/年を限度) ・ 補助期間は最初の賦課年度から3年間
問合せ先	地域整備課 TEL 0558-62-6277

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南伊豆町に1年以上継続して住民登録をしている方 ・ リフォームする住宅の所有者で現にその住宅に居住している方 ・ 同一世帯全員が町税等を滞納していない方 ・ 対象となる工事は、リフォームに要する費用が10万円以上（消費税抜き）のもの ・ 事前に資格登録をした町内施工業者が自ら行う改修工事 ・ 申請年度の3月10日までに完了報告を行うことができる工事
補助額等	改修工事に要する費用（消費税抜き）が、100万円以上の場合20万円を助成、10万円以上100万円未満の場合は当該工事費の20%の額とする。（千円未満切り捨て）
問合せ先	地域整備課 TEL 0558-62-6277

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 南伊豆町空き家バンク等リフォーム補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家バンク登録物件の所有者、入居者又は入居予定者 ・ 同一世帯全員が町税等を滞納していない方 ・ 物件への新しい入居者又は入居予定者については、登録物件所有者の3親等以内の親族でないこと ・ リフォーム工事については、事前に資格登録をした町内施工業者が自ら行う改修工事 ・ 所有者については次の①または②を満たすこと ① 当該物件を補助事業完了の日から継続して3年以上南伊豆町空き家バンク制度に登録すること ② 当該物件を補助事業完了の日から継続して3年未満の期間に入居者を決定し、売買契約を締結すること もしくは賃貸借契約を契約期間2年間以上で締結すること
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【所有者】南伊豆町空き家バンクに登録された日から2年を経過するまで ・ 【入居者又は入居予定者】売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から2年を経過するまで
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフォーム工事：工事費用相当額の1/2（上限70万円） ・ 家財処分：処分費用相当額の4/5（上限20万円）
問合せ先	企画課地方創生室 TEL 0558-62-1121

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 南伊豆町住宅用太陽光発電システム設置費補助金

利用の条件	住宅（店舗併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する場合で対象は10kW未満。町税等の滞納がないことが条件
補助額等	1kW当たり3万円、上限12万円（4kWまで）
問合せ先	生活環境課 TEL 0558-62-6270

◎ 南伊豆町生活排水改善対策推進事業補助金

利用の条件	既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え設置する方
補助額等	5人槽 33万円、7人槽 41万1千円
問合せ先	生活環境課 TEL 0558-62-6270

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	福祉介護課 TEL 0558-62-6233

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	51ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、お問合せください
問合せ先	福祉介護課 TEL 0558-62-6233

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は問い合わせ先にお問い合わせください。
申込窓口	南伊豆町役場福祉介護課 TEL 0558-62-6233 賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035
問合せ先	賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	地域整備課 TEL 0558-62-6277

◎ 木造住宅補強計画策定事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	96,000円/戸以内（費用の2/3以内）
問合せ先	地域整備課 TEL 0558-62-6277

◎ 木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし、総合評点が0.3以上上がる工事に限る。）
補助額等	50万円／戸まで（高齢者世帯等※の場合は、70万円／戸まで） ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・65歳以上の者のみで構成する世帯 ・下肢、体幹、視覚障害のいずれかで障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた者が同居する世帯
問合せ先	地域整備課 TEL 0558-62-6277

◎ 南伊豆町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

利用の条件	① 撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 ② 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合
補助額等	① 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき8,900円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内（限度額10万円/1敷地） ② 改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき38,400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内（限度額25万円/1敷地）
問合せ先	地域整備課 TEL 0558-62-6277

◎ 南伊豆町家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業を実施する方で①～③に該当する方 ① 南伊豆町に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯 ② 障害者のみの世帯 ③ 母子世帯等
補助額等	・家具等の固定1台につき400円を申請者負担とする ・1世帯5台までを限度とする
問合せ先	総務課 TEL 0558-62-6211

◎ 民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用の条件	民間建築物の所有者が行うアスベスト除去等事業
補助額等	補助対象建築物についてアスベスト除去等事業に要する経費のうち、所有者等が施工者に対して支払う費用の2/3以内の額とし、1棟当たり120万円を限度とする。
問合せ先	地域整備課 TEL 0558-62-6277

◎ 南伊豆町がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	危険住宅の除却等をする場合（危険住宅とは、静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域若しくは静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅又は土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅）
補助額等	・危険住宅の除却費補助 限度額78万円 ・移転住宅の建設費補助 限度額444万円（借入金利子に対する一部を補助） ・移転住宅の土地取得費補助 限度額206万円（借入金利子に対する一部を補助） ・移転住宅の敷地造成費補助 限度額58万円（借入金利子に対する一部を補助）
問合せ先	地域整備課 TEL 0558-62-6277

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、 富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 Tel 054-221-2629

松崎町の制度

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 松崎町住宅改修事業補助金

利用の条件	町内に1年以上住民登録をし、改修工事を行う住宅に現在居住している方、又は改修工事完了後速やかに居住する者
補助額等	工事費の20%以内（限度額20万円）
問合せ先	企画観光課 TEL 0558-42-3964

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅用太陽光発電システム設置事業補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住民登録されている方 現在お住まいの住宅又は新築する住宅に太陽光発電システムを設置される方
補助額等	設置する太陽光発電システムの最大出力の値に5万円を乗じた額。（限度額20万円、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て）
問合せ先	生活環境課 TEL 0558-42-3969

◎ 松崎町生垣づくり奨励補助金

利用の条件	町内に土地を保有し、現に居住しているか営業している方
補助額等	新設 経費の1/2（限度額3万円） ブロック塀を撤去する場合は、延長1m（ブロック塀高80cm以上）につき2,000円補助（限度額3万円）
問合せ先	企画観光課 TEL 0558-42-3964

◎ 合併浄化槽設置補助事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 住居を目的とした住宅および店舗併用住宅を建設又は購入した方で新たに合併処理浄化槽を設置する方 既設の浄化槽又は汲み取り式便所を合併処理浄化槽に切り替え設置する方
補助額等	5人槽 新設 332,000円 設置替え 414,000円 7人槽 新設 414,000円 設置替え 516,000円 10人槽 新設 548,000円 設置替え 684,000円
問合せ先	生活環境課 TEL 0558-42-3969

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険制度

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉課 TEL 0558-42-3966

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	51ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、お問合せください
問合せ先	健康福祉課 TEL 0558-42-3966

◎ 松崎町家庭内家具等固定推進事業（75ページ参照）

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
申込窓口	松崎町役場健康福祉課 TEL 0558-42-3966 賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035
問合せ先	賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	産業建設課 TEL 0558-42-3965

◎ 松崎町木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内（高齢者のみの世帯の場合は10/10以内） 一般世帯上限96,000円（高齢者のみの世帯上限144,000円）
問合せ先	産業建設課 TEL 0558-42-3965

◎ 松崎町木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る）
補助額等	60万円／戸以内（高齢者世帯等の場合は80万円／戸以内）
問合せ先	産業建設課 TEL 0558-42-3965

◎ ブロック塀等撤去事業

利用の条件	撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合
補助額等	撤去事業（一般）事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき8,900円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3以内（限度額10万円/1敷地） （優先津波避難路沿い）事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき32,000円を乗じた額のいずれか少ない額（限度額なし）
問合せ先	総務課 TEL 0558-42-3963

◎ ブロック塀等改善事業

利用の条件	改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合
補助額等	改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき38,400円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3以内 (限度額25万円/1敷地)
問合せ先	総務課 TEL 0558-42-3963

◎ 松崎町家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業を実施する方
補助額等	・ 災害時要配慮世帯 対象経費の10/10 (1世帯5品まで) ・ 一般世帯 対象経費の1/2以内 (限度額 30,000円)
問合せ先	総務課 TEL 0558-42-3963

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金 (リフォーム)

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・ 年間所得500万円以上の方 ・ 法人組織の方 ・ 従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3% (平成30年4月1日現在) (基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する)
返済期間	15年 (据置期間7年)
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629



西伊豆町の制度

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 合併浄化槽設置補助事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 住居を目的とした住宅（小規模店舗併用住宅を含む。）を建設又は購入した方で、新たに合併処理浄化槽を設置する方 既設の住宅用浄化槽又は汲取式便所を合併処理浄化槽に切り替え設置する方 			
補助額等	5人槽 新設	442,000円	設置替え	492,000円
	7人槽 新設	513,000円	設置替え	573,000円
	10人槽 新設	648,000円	設置替え	718,000円
問合せ先	環境課 TEL 0558-53-1408			

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険制度

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉課 TEL 0558-52-1116

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	51ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額は20万円）
問合せ先	健康福祉課 TEL 0558-52-1961

◎ 西伊豆町家庭内家具等固定推進事業（次のページ参照）

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住宅確保給付と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
申込窓口	西伊豆町役場健康福祉課 TEL 0558-52-1961 賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035
問合せ先	賀茂健康福祉センター TEL 0558-24-2035

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	産業建設課 建設係 TEL 0558-55-0212

◎ 西伊豆町木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	一般世帯 96,000円/戸以内（費用の2/3以内） 高齢者のみ世帯 144,000円/戸以内
問合せ先	産業建設課 建設係 TEL 0558-55-0212

◎ 西伊豆町木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る。）
補助額等	50万円/戸以内（高齢者世帯等※の場合は70万円/戸以内） 耐震補強のPRを行う住宅に対して、上記補助に加え15万円/戸 ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・65歳以上の者のみが居住するもの ・身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの ・介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの ・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
問合せ先	産業建設課 建設係 TEL 0558-55-0212

◎ 西伊豆町ブロック塀等撤去事業

利用の条件	地震発生時において、倒壊等の危険がある道路等に面したブロック塀・石塀等の撤去
補助額等	100,000円/件以内（費用の1/2以内）
問合せ先	産業建設課 建設係 TEL 0558-55-0212

◎ 西伊豆町ブロック塀等改善事業

利用の条件	緊急輸送路、避難路等に面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事
補助額等	250,000円/件以内（費用の1/2以内）
問合せ先	産業建設課 建設係 TEL 0558-55-0212

◎ 西伊豆町家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	地震による家具等の転倒による被害を防止又は軽減する事業を実施する方
補助額等	一般世帯 10,000円/戸以内（費用の1/2以内） 災害時要援護者世帯※ 22,500円/戸以内（費用の9/10以内） ※ 災害時要援護者世帯とは以下に示す世帯 ・75歳以上の高齢者のみの世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が1級又は2級に該当する者のみの世帯 ・母子家庭等で、児童扶養手当の支給されている世帯 ・町長がこれに類すると認める世帯
問合せ先	防災課 TEL 0558-52-1965

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、 富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 Tel 054-221-2629